

環境審査顧問会全体会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和7年1月31日（金）14:01～14:52

2. 出席者

【顧問】

近藤会長、阿部顧問、岩田顧問、岡田顧問、小島克己顧問、斎藤顧問、佐藤顧問、島顧問、鈴木伸一顧問、鈴木靖顧問、関島顧問、武田顧問、中尾顧問、中村顧問、平口顧問、水鳥顧問、道岡顧問

【経済産業省】

前田電力安全課長、小西環境影響評価制度担当補佐、木全環境審査担当補佐、長地環境影響評価制度係長、森江環境審査係長、中村環境審査係長、植田環境審査係長

3. 議 題

（1）発電所に係る環境影響評価の手引の改訂について

（2）環境影響評価に係る最近の動向

4. 議事概要

（1）開会の辞

（2）配付資料の確認

（3）発電所に係る環境影響評価の手引の改訂について、事務局から資料説明を行った後、質疑応答を行った。

（4）環境影響評価に係る最近の動向について、事務局から資料説明を行った後、質疑応答を行った。

（5）閉会の辞

5. 質疑応答

（1）発電所に係る環境影響評価の手引の改訂について

○近藤会長　　近藤です。それでは、1つ目の議題、発電所に係る環境影響評価の手引の改訂について、事務局から御説明をお願いします。

○経済産業省　　（1）発電所に係る環境影響評価の手引の改訂についてでございます。担当より御説明をさせていただきます。

○経済産業省　　電力安全課環境アセス制度担当の小西と申します。私から手引の改正内容について御説明申し上げます。

最初に、昨年5月に成立した防衛省の防衛・風力発電調整法を踏まえた改正の内容について御説明いたします。まず、この法律の概要を御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。既に参考資料としてお配りしたもの、今投影中でございます。こちらをご覧ください。

まずは立法の背景でございます。昨今、風力発電所の建設が進んでいるところでございますけれども、自衛隊などが使用いたします、例えば警戒管制レーダーだったり無線の施設がございますが、こちら電波を発する際、途中に風力発電設備のような背の高い建物などがありますと、これらがレーダーや無線通信の電波を干渉する可能性としてございます。

防衛省といたしましては、これまで風力発電所を設置する際には事前に御相談くださいということをお願いベースではしていましたけれども、今回は明確に法律でその制度を定めたというものです。

法律の概要、資料に記載ございますけれども、こちらで簡単に御説明いたします。まず、防衛大臣が告示で対象区域を陸上に指定いたします。防衛大臣が指定したその区域に風力発電設備を設置する場合には、防衛大臣に届出をすることになります。そして、電波の伝播に障害を及ぼすと想定される場合には、2年間工事を行うことができず、その間、事業者と防衛省が協議を行う必要があるという規定が設けられました。

また、防衛大臣と経済産業大臣は、相互に協力することというのが法律の内容でございます。

次のページ、区域の設定はどのように定められるかのイメージでございます。こちらにありますとおり、レーダー施設だったり電波施設、無線施設の周辺の陸上部分が告示で定められます。

次のページ、具体的な手続のスキームでございます。上からざっと説明しますけれども、

まず電波障害防止区域というものを防衛省が指定します。そして設置者は、風車の位置が決まりましたら、工事計画を防衛省に提出いたします。ここで言う工事計画とは電事法の工事計画ではなくて、新しくできるこの法律に従う工事計画です。

そして、防衛省は、その風力発電設備の計画について、問題があるかないか、3週間以内に事業者に対して回答いたします。ここでもし障害ありという通知を受けた場合には、最長2年間工事を制限されまして、その間、設置者と防衛大臣は協議を行うという制度でございます。

これから手引の改正中身について御説明いたします。我々の問題意識といたしましては、風車の位置が確定してから法律に基づく手続を防衛省に対して行う必要があります。具体的には、評価書の確定通知を受けた後に防衛省に工事計画を出すことになるのですけれども、そこで仮に問題があるとなった場合、風車の位置や事業計画を変更いたしますと、場合によっては方法書まで手戻りしないといけない可能性がございます。

このため、運用上は、防衛省が事前相談を受け付けておりまして、ここに建てる場合は問題があるかどうかを確認してくれます。この防衛省側の新しくできる制度について、我々経産省も環境アセスの中でしっかりと事業者様に周知すべく、注意点をこの手引の中に書くことにいたしました。

手引の内容に参ります。まず、手引きの最初の部分、総論のところに「陸上風力発電所を設置する際には防衛省へ事前相談してください。詳細は後段にあります。」と、まず注意喚起させていただきます。

それで、具体的な中身がこちらの文章になります。1. 概要是、今私が説明した内容のとおり、今回の法改正の中身について、そしてこの制度の趣旨について解説したものでございます。

2. は、風力発電事業者に対してお願いする文章でございます。配慮書の段階から、この指定地区に風力発電設備を設置しようとしている場合には防衛省に相談を始めてください。①配慮書、②方法書、③準備書、④評価書、⑤確定通知から着工前とありますけれども、それぞれの段階で防衛省に相談すると一番間違いがない。これを確認しながら進めていくのが一番スムーズな事業進捗ができるという考え方でございまして、我々の方でも③準備書及び④評価書の段階で、どのような調整状況になっているか確認をさせていただく流れをお願いすることを考えております。

次のページに行きます。多分、計画初期段階では位置や高さなどが未定の場合もあるか

と思います。そういった場合でも、まずはこの地域に風力発電事業を行うことを防衛省に言っていただくことを推奨します。防衛省の問合せ先。防衛省は、一括して東京の本省で窓口を設置しているようでございますので、こちらに確認をしていただく流れになります。こちらを手引の中に記載させていただくというのが1つ目の改正でございます。

次の御説明は、洋上風力発電に関する文章の追記となります。対象事業実施区域の考え方のところに追記する内容ですけれども、昨今、洋上風力の工事計画が進んでいまして、環境アセス手続も複数行わかれているところです。環境アセス手続では、この制度では発電所設置の工事に係る一連の事業、すなわち事業の一連性が認められる事業につきましては、環境アセスを行う必要があると定められているところです。

洋上風力発電事業の環境アセス手続では、専ら洋上風力発電事業に用いられる海底ケーブルの陸揚げポイントなどについては、環境影響などについて先生方から顧問会でも様々なコメントいただいているところですが、今回、洋上風力発電所に係る事業に当たっては、ケーブルの陸揚げ地点等も対象事業実施区域になる旨を明確化するという形で記載させていただきました。この2点が今回の改正内容でございます。

その他、技術的な点や、組織改編で我々電力安全課の所属する場所が変わっております。それら事務的、技術的な内容については説明を省略させていただきます。

以上、手引の改正に関する御説明でした。

○近藤会長 どうもありがとうございました。それでは、只今の事務局の御説明に対して何か御質問があれば、挙手ボタンでお知らせください。阿部先生、お願いします。

○阿部顧問 阿部です。よろしくお願いいたします。

まず、防衛・風力発電調整法についてなのですが、電波障害防止区域と事前の調整はやっていただくとして、アセスの手続の中でこれを確認できるような形で電波障害防止区域がアセス図書の中に入り込むということはあるのでしょうか。それとも、それは特に記載しないのでしょうかということが1点目です。こちらを先に答えていただいた方がいいかもしれません。

○近藤会長 事務局、お願いします。

○経済産業省 御質問ありがとうございます。今回の防衛省の手続につきましては、アセス図書の中には書かないで運用いたします。防衛省は防衛省で審査をいたしますので我々も見ると二重行政になってしまふこともあります。我々は防衛省でこのような制度をもって許認可手続を行っておりますというのを事業者様にしっかりと伝え、それが進んでい

ることを確認させていただくという事務的な作業にとどまる形になります。

○阿部顧問 分かりました。ありがとうございます。こちらは調整法の方でやっていただいて、環境影響評価法では、特にこちらをチェックすることは行わないということでおろしいですね。

○経済産業省 我々事務方で事務的に確認する以上のこととはしない予定です。

○阿部顧問 分かりました。ありがとうございます。

それから、もう一点ですけれども、洋上風力の一連の事業のところを追記していただきありがとうございます。この例示なのですけれども、「その陸揚げ地点等」と書いてあるのですが、これはこの表現で問題ないですか。ケーブル陸揚げ地点と書かなくても、陸揚げ地点で包括的に示すことができますか。そこだけちょっと確認させてください。

○経済産業省 御指摘ありがとうございます。事務局で表現ぶりについて検討させてください。

○阿部顧問 よろしくお願ひします。私からは以上です。

○近藤会長 ほかに御質問等がございましたら挙手ボタンでお知らせください。水鳥先生、お願ひします。

○水鳥顧問 洋上風力がどのような取扱いになっているか今説明があったのですが、いま一つよく分からるのは、基本的に洋上風力も防衛省等との関係で対象になっていると考えていいのでしょうか。事前相談とかは、洋上風力の場合は要らないのでしょうか。

○経済産業省 御質問ありがとうございます。御回答いたします。防衛省のこの新しい制度自体が陸上風力を対象にしており、洋上風力には、今のところこの規制はかかる形になります。法律上でも明示的に陸上区域と書いていますので、これから出てくる区域指定の告示につきましては、陸上区域だけを指定する形になります。参考資料の2ページ目を御覧いただくと、このとおり海の上ではなくて陸上を対象とする形になっております。

○水鳥顧問 分かりました。ただ、風車は洋上にある場合でも、こうした電波障害は起きる可能性があると思うのですが、その辺はどのように考えられているのですか。

○経済産業省 申し訳ございません、防衛省がどのような考え方で陸上に絞ったか、海上はどのような整理をしているかは、私ども事務局では把握していないので、今回はこちらの法律の内容について説明をするというところまでとどめさせていただければ幸いでございます。

○水鳥顧問 分かりました。今回の場合は陸上だけを対象にしているということですね。私も以前、海域の流動分布を測る海洋レーダーの研究をしたことがあり、やはり海上にこういう風車が建っているとレーダーへの影響は結構大きいので、海上風力も今後問題になってくるのではないかと思います。

以上です。

○近藤会長 ありがとうございました。それでは、平口先生、お願ひします。

○平口顧問 平口です。よろしくお願ひいたします。

私からは、ちょっと確認なのですが、今、水鳥顧問からありましたけれども、防衛の整備ですが、海上風力がここに書いていないのは、海上風力の場合には協議会みたいな形で議論をする場があるので、この中に入っていないのかなという理解をしていたのですが、そういうわけではないのでしょうか。

○経済産業省 御質問ありがとうございます。今回法律をつくる際、どのような整理をなされたか、推測はできるのですけれども、確かな情報がございませんので、今回できたこちらの法律では、今のところ陸上のみであって、海上は入っていないのが事実関係となります。必要があれば、防衛省の方で何らかの検討がなされるという理解でございます。

○平口顧問 分かりました。

あと1つお聞きしたいのですけれども、2年間協議を行うという形になっているのですが、結局この2年間は何なのか。認可を与えるような形なのか、許可を与えるような形なのか、一体この2年間は何なのだろうと思うのですけれども、どういうことなのでしょう。

○経済産業省 2年間にわたり、防衛省と設置者との間で無線障害などがない形にするにはどうすればいいかを議論するということで、その間、最長2年間は工事を制限するものになっております。

○平口顧問 何かしつくりこない気はするのですけれども、強制力をあまり出させないような表現になっているのかなという気がしたのですが、そういうわけではないのでしょうか。いわゆる認可とか、そういう意味ではなくてという。

○経済産業省 はい。2年間は工事ができなくなりますので、その間に両者で協議をしつつ、その2年間は工事できないのが制度の趣旨です。法律上は工事できないとなっておりますけれども、防衛省がどのような対応を取るかについては、我々の方でも承知しておりません。今回の法律では、場合によっては2年間の工事ができなくなるという法的な規制であるというのが本法の趣旨でございます。

○平口顧問 何となくしっくりこないのですけれども、趣旨は分かりました。

あともう一つ、似たような、気象レーダーですと気象庁あるいは国交省等が雨量のレーダー、気象のレーダーを持っていますけれども、これについては、例えば気象庁だと気象業務法の方でのレーダー関係というか、そういうもので縛りをつけているという理解なのでしょうか。いわゆる防衛省のレーダーと、気象庁あるいは国交省のレーダーとの違いといいますか、その辺りはどのようにになっているのでしょうか。もし分かれば教えていただきたいのですけれども。

○経済産業省 すみません、私、電力安全課長ですけれども、最初の方少しだけ聞き逃していますが、今の間コメントしていいですか。

○近藤会長 よろしくお願ひします。

○経済産業省 ありがとうございます。今日、途中から入ってすみません。

まず、領海及びEEZみたいなところで建てる風力と陸上との違いですけれども、海は平たく言えば国の財産、都道府県の管理というのではありませんが、そういう意味では、財産権が出てくる陸地とは状況がそもそも違っていて、海は国で監督できる状況にございます。もっと言うと、今は再エネ海域利用法というもので促進区域を決めて、そこに風車を建てるという議論になっていますので、新たに防衛省が制度をつくる必要がないという状況です。他方、陸上は、まさに財産権の話があって、その調整が必要だということで今回新たになってきたということです。

それで、お聞きしていた中で、2年間の調整規定を置きますけれども、財産権との関係でどこまでが許されるのかという議論の中で、これはノーである、全部駄目であるという議論はなかなか難しいということがあったのかなと拝察しているところでございます。

以上です。

○平口顧問 分かりました。ありがとうございます。大分頭の中が整理できました。

○経済産業省 そういう意味では、気象業務法は多分趣旨が違っていて、まさに公的な、公共の福祉に対応するための設備もあって、気象業務法の中に邪魔してはいけないよという業務が別途書かれていたと思います。また、国同士ですので、そこは当然ながら普通に調整できることから、実際に造るにしても、調整を経た上で造っているということもございます。

○平口顧問 国同士というよりは、国と個人ですよね。

○経済産業省 はい。だからこそ今回新たに規定をつくっています。

- 平口顧問 いや、気象庁の場合でも。
- 経済産業省 気象庁の場合は、国と個人というか…
- 平口顧問 気象業務法の方の縛りでやらざるを得ないということですね。
- 経済産業省 そうですね。国と国だけでなく、気象業務法が優先されるような書き方になっているという意味です。
- 平口顧問 分かりました。ありがとうございます。

それから最後、洋上風力で陸揚げ地点のところを入れていただいたのは非常によかったですと思っています。今までの陸上風力の場合だと、海域の10mから海域の30m、40m、あるいは50mまでを対象地域に指定している場合が多くて、いわゆるケーブルの陸揚げ地点のところまで対象地域が延びていないので、あまり考えていないといいますか、ここまでが範囲外ですという言い方をされていたので、そういう意味では、陸揚げ地点という形のものを書いていただいたのは非常にいいと思います。

もう一つ言えば、陸揚げ地点と、それから前浜とか浜の植生があるようなところぐらいまでは含まれるといいと思います。

私からは以上です。

- 近藤会長 それでは、関島先生、お願いします。
- 関島顧問 私、途中から参加したので、まだ全てを網羅できているわけではないのですけれども、ちょっと確認したいところ、この手引書の改訂のところを読んで、内容は先ほど説明されていたところは分かったのですが、いわゆる防衛・風力発電調整法による風力の規模要件というか、これは全ての風力事業が対象になるのか、それとも法アセスで対象にしている規模で行われるアセスに対してこの調整法が適用されていくのか、その辺りをちょっと教えていただきたいと思います。

あと、前、国交省の会議に行った際に、たまたま風力事業に対しての防衛省のポスターがあつて、戦闘機の訓練飛行等によって障害が起きるみたいなところに関して、その警鐘を鳴らすようなポスターがあつたのですけれども、今回はあくまでも電波障害防止区域での対応ということで、そういう遠いレーダーをアセスで行う際の配慮を防衛省と事前調整するということであつて、これから風車はどんどん高い風車になってくるので、あくまでも障壁障害みたいなものはこの中には入っていないという理解でよろしいですか。この2点です。

- 経済産業省 ありがとうございます。御説明いたします。まず規模要件でございます

けれども、これは発電所の出力で規定する環境アセス法と違います、高さだったり、そういう外的なところで判断するようございまして、もちろんアセスの対象にならないような出力の風力発電施設も規制の対象になり得るという制度でございます。

2つ目の質問に対するご回答ですが、今回の説明では、分かりやすくレーダーと無線通信の話が書いてある資料を用いたのですけれども、もう一つ、射爆場というのでしょうか、戦闘機などが訓練するような設備の周辺も規制対象になるというものでございます。多分、先生が御覧になったものは、そういう戦闘機が低空飛行する絵が描いてあったのかなと推測いたします。

以上、ご回答でございます。

○関島顧問 分かりました。ということは、今の規模要件の話もあったのですけれども、今の規模要件が5万kWで、二種事業も入れると3.75、以前は1万kWだったので、そういうのがこれからリプレースを迎えていくと。リプレースのアセスメントを行う際にレーダーなども使うと思いますし、また、そういう事業に関しては、これまで大体2,000kW級だったものが今4,000になってくるに当たって、高さも高くなっていく上では、そういう規模のものも広く網羅するような形で、防衛省がそこを調整していくような形で理解すればよろしいということですね。

○経済産業省 先生おっしゃるとおりです。あと、リプレースでもこれまで規制にならなかつたもの、例えば高さが増したことによって対象になるという可能性もございます。よって、今回この中では設置もしくはリプレースも含む形で注意喚起をさせていただく内容となっております。

○関島顧問 分かりました。もう一つコメントなのですけれども、今回、陸上が対象ということだったのですが、洋上に関して言うと、恐らくアセスメントの中でもレーダーは1つの有力なツールとして使われていく中では、やはりそういうところで今回はレーダーが対象になっていましたが、その辺りもまた今後検討されていくのかなと思いつつ、今回は陸上ということで先行して防衛省の調整が入ることでしょうけれども、いずれは洋上も対象になっていくのだろうと理解しました。

以上です。

○経済産業省 今の点だけちょっと補足させてください。同じ回答ですけれども、洋上のところです。電安課長の前田と言います。

洋上は、基本的に国が既に管理している。陸上は財産権という中で自由に建てられてし

まうので、そこをバランスする制度をつくりましょうということあります。その意味では、海洋では風車を建てるときも事前に防衛省と相談しているので、そこは問題がないという意味でございます。

○関島顧問 手続的には調整は行われているけれども、法律によってそういったところを公に事業者とやり取りする手続が洋上の場合はないというように理解していいですかね。

○経済産業省 そうですね。その必要がないというか、国同士で話をしますので。

○関島顧問 了解です。

○近藤会長 それでは、岡田先生、お願いします。

○岡田顧問 岡田です。

気づいた点だけなのですけれども、資料1—2を見ると、既に防衛大臣の指定する電波障害防止区域内とあるので、全部が全部対象になるのではなくて、もう既に設置区域が決められている場所。先ほど気象とか、そのほかという御発言をされていた先生がいらっしゃると思うのですけれども、総務大臣が指定する電波障害防止区域というのは、もちろんまちの中にあって、建物を建てるとか、そういう場合には総務省と事前相談しないといけないという話になっていると思います。

防衛なので、防衛関係などから機密情報の位置なので、多分何となく想像はつくのですけれども、だから、洋上も恐らく沖縄とかそういうところにあるので、ほぼほぼ行革的には、洋上風力とかがあってもまず問題ないのかなと思ったりもするのですけれども、先ほど事務局さんの話にもあったように、なかなか目に映らない防衛関係の指定区域なので、それをちゃんと事業者に伝えて、勝手に配置しないでねというようなものなのかなと感じました。いいことだとは思います。質問というよりも感想です。

以上です。

○近藤会長 事務局の方から何かございますか。

○経済産業省 事務局からは特になく、コメントありがとうございます。

○近藤会長 それでは、ほかに御質問等ございますでしょうか。——それでは、手引の改定案については、1点、ケーブルの陸揚げの文言について事務局でさらに検討を行うということでしたが、その点についてコールしていただいて、あと手引の改定案については御了承いただくということでよろしいでしょうか。——特に御意見がないので、そういうことで先に進めさせていただきたいと思います。

（2）環境影響評価に係る最近の動向

○近藤会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。議題2、環境影響評価に係る最近の動向について、事務局より御説明をお願いします。

○経済産業省 私、電力安全課環境アセス制度担当の小西でございます。

最近、環境省の中環審において、環境影響評価が今の形になってから10年経過したので、その見直し等について議論が行われております。その内容について簡単に御紹介したいと思い、資料を御用意しました。こちらの環境省の資料に従いまして御説明申し上げます。

1. 検討経緯でございます。環境影響評価法は、平成9年に成立した法律でございますけれども、平成25年に改正法が施行されて今の形になっております。法律上も10年経過した際に見直しをするよう規定されていまして、今回見直しの検討が必要な時期を迎えるということで、令和6年10月に中環審に対して諮問がなされたのが背景の1つ。

また、もう一つ、風力発電事業というのは今、アセス件数が非常に増えておりまして、令和5年9月に、こちらも中環審に対して風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について、環境大臣から諮問がなされました。こちら、まずは先行して洋上風力発電に係る部分が一次答申としてまとめられておりました、しかし、陸上風力については引き続き検討ということで、今回の議論なされたということになります。

このため、今回の環境省で11月から行われているこの議論におきましては、まず制度全般、これは発電事業にかかわらず、環境アセス法全体の在り方についての検討。そして風力発電、風力の中でも陸上風力に関する内容について検討したものが下の2. にありますスケジュールの話でございます。

昨年11月に検討がスタートしまして、12月12日に答申案ができております。先週の1月23日までパブリックコメントがなされておりまして、2月3日にそのパブコメを踏まえた答申が再び中環審の小委員会で議論され、セットされる形になります。御関心がある方におかれましては、2月3日の中環審の議論はインターネット上から傍聴も可能でございます。そちらも併せて御覧いただければと思いますが、今日は私から簡単に、パブコメをかける前の段階のものでございますけれども、御説明を申し上げます。

まず、①前回の法改正、10年ちょっと前の法改正で新しく配慮書の手続が加わりました。配慮書につきましては、今回の中環審の中の議論でも、機能しているので引き続き実施していくべきだらうと評価されたのが1つでございます。

また、併せて前回の改正で報告書手続が導入されております。こちらは事業着手前に講

じられた事後調査だったり、環境保全措置などの内容について報告書の形で公開するものでございますけれども、こちらにつきましては、世の中の役にも立つということで、公表していくことがいいのではないか、引き続きやっていきましょう、最適化していきましょうということが答申の中で出されているところでございます。こちらがまず振り返りとなります。

続いて、②環境配慮が確保された陸上風力ということで、陸上風力に関する話でございます。まず1つ目、立地誘導による導入促進でございます。火力等の電源種につきましては、出力などいろいろと規制されていますが、陸上風力につきましては、そういった出力もありますが、一般に風車の立地場所だったり配置による影響が大きいということで、環境影響の懸念が小さい適地へ事業を誘導する仕組みの検討が必要ではなかろうかということが答申案の中に入っています。こちらはゾーニングだったり、あとは配慮書で複数の案件を載せよということでありますけれども、そういったものをさらに高度化していくという話が今回の中で議論されているところです。

また、その下、対象事業規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保でございます。今1番目で申し上げましたとおり、立地によっては環境影響の程度が著しいものもある可能性がある。よって、そういった場合の対策としまして、第二種事業の規模、今3.75万kWでございますけれども、これを引き下げ、立地によってはしっかりと法の対象としてアセスすべきではなかろうかという内容になっております。

また、建て替え事業に係る効果的かつ効率的な環境アセス手続の実施でございます。こちらにつきましても、実際リプレースの場合ですと周辺のデータなど環境の情報があるものもございますので、事業の概要や事業の設置に係る環境保全措置の方針などを記載した簡潔な書類作成、公表で配慮書の代わりになるのではなかろうかということが今回答申の中に入るという案になっております。

また、③現行制度の課題等への対応でございます。まず1つ目、環境省による環境影響評価図書の継続的な公開でございます。環境アセスを行った後のほかの事業の環境影響評価が効果的かつ効率的に実施され、累積的な環境影響を評価する上でも有用であるということ。また、透明性が高まることによって、事業に対する地域やステークホルダーの理解醸成を図れるということで、図書をしっかりと環境省で公開することがいいのではなかろうかという答申案が出されております。今も環境省でこういった図書を任意で集めて公開する取り組みを行っていますが、その仕組みを制度として確立すべきではなかろうかとい

うものが1つ目の話でございます。

次、戦略的環境影響評価の実現でございます。配慮書手続もそうでございますけれども、早期の段階から環境配慮を図るため、領海、EEZにおける洋上風力発電の区域指定に当たり、あらかじめ環境省が海洋環境調査を実施する制度の検討など、また、環境影響評価に係る手続の件数が多く、今後もさらなる導入が期待される陸上風力につきまして、例えばゾーニングだったり、そういうものを検討したらどうかということが答申の中に入っています。

次、累積的な環境影響への対応でございます。こちらは累積的な環境影響が強く懸念される、すなわち、とりわけ風力発電所におきましては、鳥類や景観などに係る累積的な環境影響への懸念を適切に対応していくことが求められるということで、こちらもゾーニングに係る制度などを検討したらどうかということが答申として入ったところでございます。

あと、環境影響評価に係る技術の向上と環境情報基盤の充実化でございます。こちらも生物多様性の観点から、技術的なガイドラインの整備を進めることができると。また、あとは人材につきましても充実化に取り組むべきということが答申案の中に入っているところでございます。

続きまして、環境影響評価法の対象とすべき新たな事業に関する検討でございます。新しい技術につきましても、例えば、海洋の新たな海底資源の採掘だったり、あとは答申案の中ではCCSも事例として挙げられておりますけれども、こういったものについてもしっかりと動向を注視し、科学的知見の収集を図っていくことが必要だろうといったことが内容として記載されている案になっております。

こういった形で今、環境省で議論がなされているところでございます。私どもの発電事業などについても、いろいろと影響があるようなものでございますので、今後もこういったものが環境省で検討がなされていくところでございます。まずここで皆様に情報共有ということで御紹介させていただきました。

以上、御説明を終わらせていただきます。

○近藤会長 どうもありがとうございました。それでは、今の事務局からの御説明に対して何か御質問があれば、挙手ボタンでお知らせください。阿部先生、お願いします。

○阿部顧問 私、この委員会に出ているので質問ではないのですが、先ほどの2ページ目の下の方、累積的影響については、合同小委の中では技術的な考え方の検討とかガイドラインの策定といったところが議論になって、今後ここは国でいろいろ検討を進めていた

だくという流れになると思うのです。今現状として、風力発電の審査の中で累積的影響を事業者さんがいろいろ工夫してやっていたいている中で、取り込む発電所の考え方、前回の案件だと、準備書段階まで進んだものについては対象として、配慮書、方法書段階のものはまだ分からないので入れていないという御回答だったのですが、事業によってやり方がばらつくと、審査のときにすごく不公平性が生じると思いますので、対象として、どの段階の発電所まで、場合によっては既設のものだけしか対象にしない事業者さんも出てくるかと思いますので、その考え方はちょっと経産省の顧問会の中で少し整理していく、審査の中はこの基準で見ていくというのは、少し早めに検討しておいていただけないでしょうか。

○近藤会長 事務局はいかがでしょうか。

○経済産業省 御指摘ありがとうございます。その論点につきましても、我々事務局の方で議論して進めてまいりたいと思います。これからまさにこちらの答申、ガイドラインが確定して、これから議論が本格化していくと思いますので、その中で御議論させていただければ幸いでございます。

○阿部顧問 よろしくお願ひいたします。私からは以上です。

○近藤会長 そのほか御質問等ございますでしょうか。特にございませんか。——それでは、2番目の議題についてはこれで終了ということで、今日の議題はこのほかにございますでしょうか。

○経済産業省

本日の議題は以上でございます。先生方におかれましては、御審議いただきましてありがとうございました。

○近藤会長 それでは、今日の全体会はこれで終了ということで、皆さん、どうもありがとうございました。

○経済産業省 ありがとうございました。